

品川区子ども読書活動推進計画

～子どもたちに未来を切りひらく力を～

品川区教育委員会

目 次

はじめに

第一 子ども読書活動の意義	1
～現代に生きる子どもたち～	
第二 子ども読書活動の背景（国および都の動向）	2
第三 子ども読書活動の現状	2

第1章 品川区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

第一 計画策定の目的	6
第二 計画の目標	6
第三 計画の期間	7
第四 推進会議の設置	7

第2章 計画推進のための施策

第一 家庭・地域における読書活動の推進	
1 家庭における読書活動の推進	8
2 地域における読書活動の推進	10
第二 学校における読書活動の推進	
1 学校における読書活動の推進（学校が主体的に取り組む事業）	13
2 読書活動を推進するための学校図書館の充実 （学校と教育委員会が連携して取り組む事業）	15
第三 図書館における読書活動の推進	
1 図書館で取り組む事業	17
2 関連施設との連携	19
3 学校における読書活動と学校図書館の充実への支援	21

【参考資料】

計画推進のための施策の体系図	
・第一 家庭・地域における子ども読書活動の推進	24
・第二 学校における子ども読書活動の推進	25
・第三 図書館における子ども読書活動の推進	26
子どもの読書活動の推進に関する法律	28
品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	30
品川区子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	32

はじめに

第一 子ども読書活動の意義 ～現代に生きる子どもたち～

読書や読み聞かせは言葉のもつ意味を知り、想像力、洞察力、創造力、表現力を高め子どもに生きる力と喜びや感動を与えてくれます。

喜びや感動は豊かな人間性を育み、子どもたちがその後の豊かな人生をおくるための礎になります。

さらに幼児期における読み聞かせは、子どもの心の発達をうながします。

読み聞かせによって作り出される親子の交流は、家庭にぬくもりや安らぎを生み、子どもの心の健全な成長にとって良い影響を与えてくれます。

このように読書や読み聞かせを通して子どもたちに有益な情報を積極的に提供し、情報の判断・活用能力を育み、家庭・地域のなかで子どもたちのゆたかな人間性を育てていくことが、周囲の大人たちの責務となっています。

最近の携帯電話やインターネットの普及など高度情報社会の到来は、大人の世界だけでなく子どもの世界にも大きな影響を与えています。

有益か無益か判断する能力をもたないままインターネットなどで提供される大量の情報にさらされている子どもたちの姿は、まさに大海原でおおきな波に翻弄される小船のような存在です。

現代の子どもたちは、その情報の荒波のなかを生きています。

高度情報社会は、子どもたちにも多くの知識・情報を提供してくれますが、有益なものばかりではありません。

有害情報をもたらすトラブルから子どもたちを守るには、情報を取捨選択する能力、情報を正しく活用する能力を、なるべく早い時期から身につけさせることが大切になります。

また、現代の子どもたちは感情表現に乏しく、落ち着きがないと言われています。

豊かな感情表現は、人と人とのコミュニケーションには欠かせず、落ち着きの欠如は学習や仕事に支障を与えます。

こうした現代を生きる子どもたちが抱える問題を改善し、子どもたちが自分自身の力で未来を切りひらいていく力をつけるために、いま、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

第二 子ども読書活動の背景（国および都の動向）

平成11年8月、読書の持つ計り知れない価値を認識して、国を挙げて子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨が衆参両院で決議されました。

また平成12年12月の「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言されました。

さらに平成13年11月、国会に議員立法の法案が提案され、同年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」として、公布・施行されました。

この法律で子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

そして平成14年8月、国は同法を受け「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、約5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。

平成15年3月、東京都においても国のこうした動きをうけて、都における子どもの読書活動に関する施策の方向性や取り組みを示し、区市町村が子ども読書活動に関する施策を策定する基本となるべき「東京都子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

この計画では、平成15年度から平成19年度の5ヵ年計画で都民一人一人が子どもの読書活動推進に自主的に取り組めるよう、行政（都）・家庭・地域・学校が果たすそれぞれの役割を示すとともに、区市町村において期待される役割を明らかにしています。

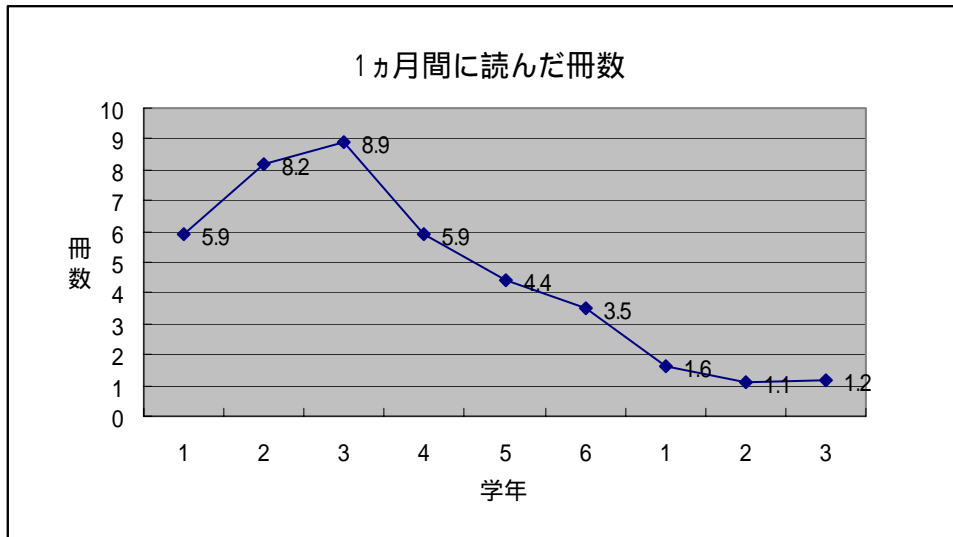
第三 子ども読書活動の現状

平成15年度東京都実施の「児童・生徒の読書の状況に関する調査」および「学校における読書活動等に関する調査」の品川区分再集計による。

子どもの読書数について（1ヶ月間）

子どもの1ヶ月間の平均読書数は全国平均が小学生7.5冊、中学生2.5冊（全国学校図書館協議会・毎日新聞社実施の第48回読書調査による）品川区平均は小学生6.2冊、中学生1.3冊といずれも全国平均を下回っています。

学年別にみると、小学生は入学時から学年があがるにつれて読む冊数が増加しているものの3年生をピークに減少に転じています。中学生は、学年を問わずに低調となっています。

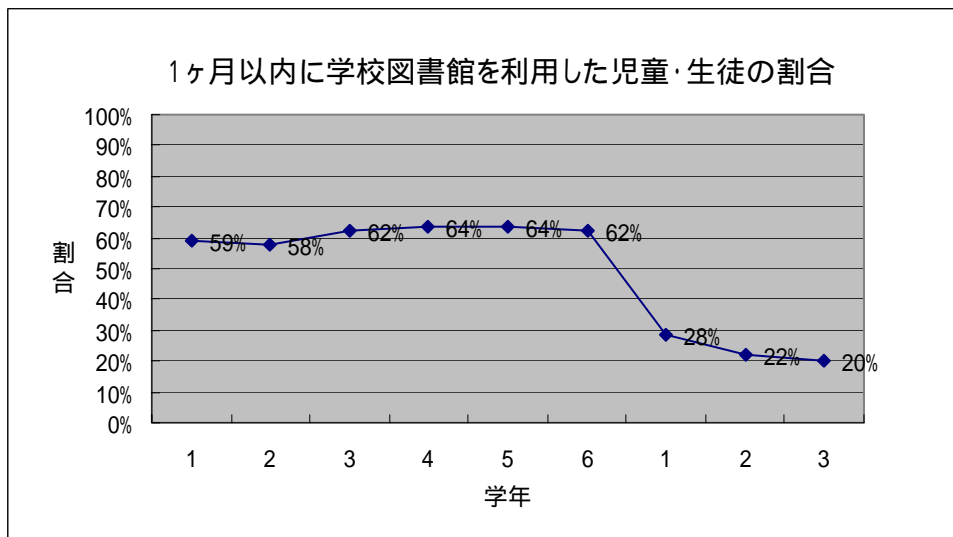


学校図書館利用について（1ヶ月間）

学校図書館で本を借りたものは、小学校は平均60%で学年によってあまり差がありません。

これに対して、中学校は1年生が28%、2年生が22%、3年生が20%と学年があがるにつれて、減少傾向にあります。

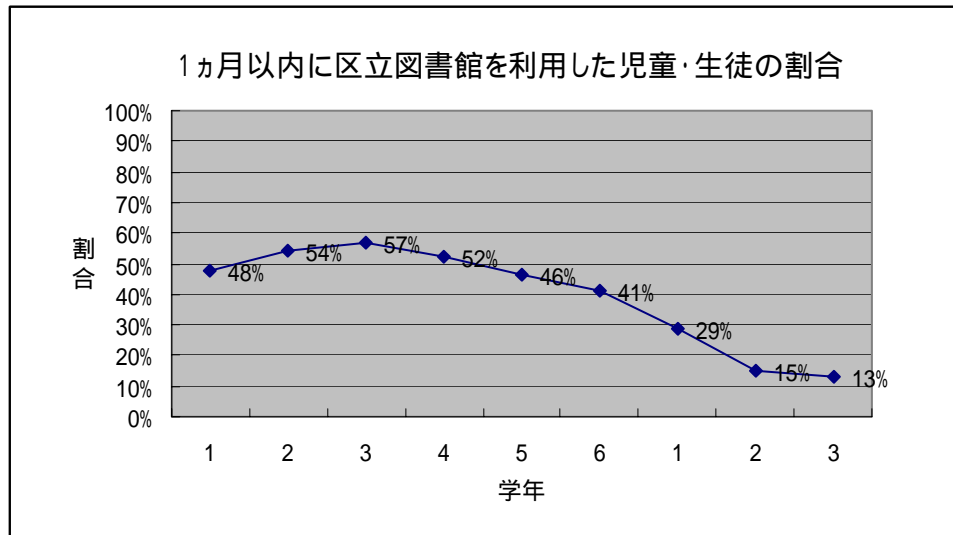
小学生の利用が高いのに比べ、中学生は利用が低調となっています。



区立図書館の利用について（1ヶ月間）

区立図書館で本を借りた児童・生徒は、小学生は入学時から学年があがるにつれ増加しているものの3年生をピークに減少に転じています。

中学生は1年生が29%利用していたものが、3年生になると13%と急激に減少しています。

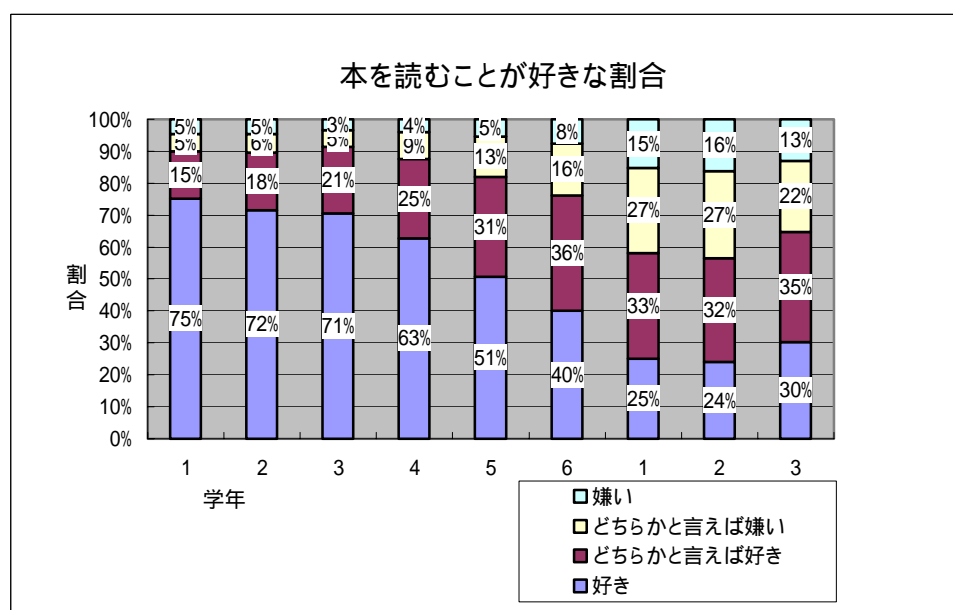


読書の好き嫌いについて

小学生は、学年があがるにつれて一貫して読書が好きな子が減り、読書が嫌いな子が増えています。特に4年生以降、読書が好きな子が急激に減り、嫌いな子が増えています。

中学生は、若干ですが学年があがるにつれて読書が好きな子が増えています。

しかしながら、読書の嫌いな子の割合が全体の4割近くに及んでおり、小学生と比べてかなり多くなっています。



調査分析について

小・中学生の読書活動を、どのように評価するかは意見の分かれるところです。

確実なことは、読書数が全国平均を下回っていること、学齢があがるにつれて読書数、読書好きな子どもの割合がともに減少することです。

学齢があがるにつれて読書数が減るのは、受験をひかえている、1冊あたりのページ数の増加、クラブ活動が忙しい、趣味など興味のあることに時間を使いたいなどの様々な理由が考えられます。

しかしながら、中学生でも本を読むのが好きな子が5割もいるにもかかわらず、学校図書館の利用は2割強にしか満たないのは、やはり読書環境の整備が遅れていることに一因があることは否めません。

学校図書館が十分に活用されない原因として、学校図書館は新しい本がなく魅力がないこと、書棚が整理されておらず本が探しにくいことといった学校図書館の整備の遅れ、親や学校等に読書活動の重要性が十分に認識されておらずPR活動などが不十分なこと、学校に学校図書館運営のノウハウがないため効果的な学校図書館運営が出来ていないこと等が原因として考えられます。

第1章

品川区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

第一 計画策定の目的

IT社会の到来した今日、様々な情報メディアの発達・普及が子どもたちの生活環境を大きく変化させ、子どもたちの興味・関心が多様化し、活字離れ、読書習慣の未成熟な子どもたちが多く見られるようになり、子どもの「読書離れ」が進んでいると言われていています。

品川区では、今、教育改革が進められています。その中でうたわれているのは、「子どもが自ら考え、行動できる教育の推進」、「豊かな社会性・人間性の育成」、「子どもの心を育てる」などですが、これらは子どもたちの健やかな育ちに欠かせないものです。

読書は、子どもたちの豊かな人間形成に良い影響を与え、教育改革がめざす健やかな育ちに寄与するものです。

読書離れは、言語能力の低下、語彙量の減少、表現力の低下を引き起こし、日本語の乱れなどに影響があると指摘されています。読書は「国語力」を形成するものでもあります。

読書の子どもたちの健やかな育ちに対する役割は、極めて重要なものです。

今あらためて子どもたちの健やかな育ちのために、子どもたちの読書習慣形成の環境整備が求められています。

そのことから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、品川区子ども読書活動推進計画を定め、地域・学校・図書館が共に行動し、子どもたちの読書環境の整備および子どもたちの読書活動を推進していくものとします。

第二 計画の目標

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備を図ります。

また、学校図書館のシステム化・ネットワーク化により区立図書館や他の学校図書館資料の相互利用を促進し、学校図書館の資料を充実します。

2 家庭、地域、学校、図書館の緊密な連携と相互の協力による取り組みの推進

子どもの読書活動に携わる図書館、学校等の関係機関、民間団体などが緊密な連携と相互の協力が図られる体制を整備し、社会全体の取り組みとして子どもの読書活動を推進していきます。

また、地域、学校などにおける読書活動を推進するため、地域の人材の育成と活用を図っていきます。

3 子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発

保護者、学校・施設の教員や職員など、子どもを取り巻く大人が読書活動に理解と関心を深めていくため、子どもの読書活動の意義や大切さについて普及・啓発を図り、「子ども読書の日」が定着するように努めます。

また、「しながわ親子読書の日」を制定し、親子が家庭で一緒に読書を楽しむ機会をつくるよう、PR活動やイベント等をつうじて働きかけていきます。

第三 計画の期間

平成17年度から平成21年までの5年間です。

第四 推進会議の設置

「品川区子ども読書活動推進計画」を確実に推進していくため、品川区子ども読書活動推進会議を設置します。

第2章 計画推進のための施策

第一 家庭・地域における読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

家庭においては、子どもが本に親しむ機会を作り出し、大人が子どもと共に読書を楽しみ、子どもの読書の習慣化に積極的な役割を果たすことが期待されます。

同時に、読書活動による性急な成果を求めることなく、子どもを暖かく見守る事が大切です。

家庭における読書活動

子どもにとって、大好きな人が自分に語りかけてくれる事は大きな喜びであり、この喜びが人間への信頼感を築き、深めていく要素となります。

絵本を読んでもらう事は、子どもの言葉を培い、未知の物に対する興味を育てます。

同時に、親子がふれあう時間となり、幼児期に本を読んでもらった楽しい思い出が、本そのものへの興味につながり、少年期、青年期における自主的な読書活動につながっていきます。

読み手の大人にとっても、子どもの喜ぶ姿は育児における喜びを発見し、生活の活力となります。

そのため、読書の大切さ、意義などについて啓発をしていきます。

【具体的な取り組み例】

・リーフレットの作成配布

学校、保育園・幼稚園等を通じて、子どもの読書活動を推進する為のリーフレットや、おすすめの本のリストを配布します。

・読書活動の意義への理解

家庭教育学級などを通じて、子どもの読書に関する理解と知識を深める機会を設けます。

保護者の読書活動

子どもにとって、身近な大人が読書する姿は、読書が身近なものとしてとらえられ、子どもの読書習慣に大きな影響を及ぼします。

そのため、大人も子どもと共に読書をする姿勢が求められます。

【具体的な取り組み例】

- ・しながわ親子読書の日の制定（参照）

図書館等の読書関連施設の積極的利用

図書館などの公共施設を利用することで、子どもが本と出会う機会を広げ、読書に関するアドバイスを受ける事が出来ます。

また、読書に関係するイベントに積極的に参加することで子どもの読書への興味を引き出すことが大切です。

区立図書館の利用促進を図るため、PRを充実していきます。

【具体的な取り組み例】

- ・PRの充実
広報などを通じて、積極的に施設や行事のPRに努めます。

「しながわ親子読書の日」の制定

家庭での読書が推進されるよう、4月23日が「子ども読書の日」に制定された事にちなみ、毎月23日を「しながわ親子読書の日」とします。

各家庭においては、この日を中心に、親子で読書を楽しむことが期待されます。

【具体的な取り組み例】

- ・PRの充実
「しながわ親子読書の日」が浸透するよう、学校、地域の施設、図書館や区のHPなどを通じて積極的なPR活動を実施します。
- ・「子ども読書の日記念講演会」の開催

2 地域における読書活動の推進

子どもが読書に興味を持つためには、読書の楽しみを知る機会をつくることが重要です。

子どもの生活に密接した地域・施設において、読書環境の整備を行い、子どもの自主的な読書活動を支援します。

地域の子どもたちの読書環境として学校図書館を位置付け、順次条件整備をしたうえで地域の子どもたちに開放していきます。

ブックスタート事業の充実

子どもの読書活動は、乳幼児期に親子で心と体のふれあいをすることからはじまります。

ブックスタートとは、絵本を通じてそれができるよう、最初に出会うよい絵本を紹介する事業です。

子どもと保護者が集まる場を利用し、絵本のよみきかせ、よみきかせの意義、本の紹介等を行います。

【具体的な取り組み例】

- ・絵本コーナーの設置

保健所等に、検診の待ち時間に利用できるよう、絵本コーナーを設置します。

- ・「いきいきあんしん子育てガイド」の配布

子育てに関連した施設やサービスをまとめて紹介する「いきいきあんしん子育てガイド」の中で、子どもの読書に関するページを設けます。

- ・他施設でのブックスタートの実施検討

健診時だけでなく、継続的に絵本についての知識が得られるよう、幼児クラブ等での絵本講座などを開催します。

保育園・幼稚園での読書活動推進

保育園・幼稚園においては、絵本のよみきかせはもとより、パネルシアターやペープサート、紙芝居等を通じて、子どもが物語の世界に親しみ、読書の楽しみを知る機会を提供します。また、絵本コーナーの充実や、保護者向けの啓発活動を行います。

【具体的な取り組み例】

- ・子どもの本に関する講演会等の実施
- ・ボランティアや図書館職員を招いてのおはなし会の実施
- ・絵本コーナーの設置・充実
- ・公共図書館のグループ貸出図書・リサイクル図書の活用

【用語説明】

- * パネルシアター…ネルの布に、特殊な紙で作った人形を貼って行う人形劇。
 - * ペープサート…紙人形に棒を付けて演じる人形劇。
- 両者とも、視覚的効果が高く、物語を楽しむために有効な方法。

児童センターでの読書活動推進

児童センターにおいては、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、保護者向け啓発活動を実施することで、子どもの読書活動の推進を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・幼児クラブにおけるブックスタート事業の検討
- ・ボランティアによるよみきかせや紙芝居などのおはなし会の実施
- ・幼児クラブにおける保護者向け啓発事業の充実
- ・図書コーナーの充実
- ・公共図書館のグループ貸出図書・リサイクル図書の活用

すまいるスクールでの読書活動推進

すまいるスクールにおいては、子どもたちが読書の楽しさを知る機会を提供し、読書活動の推進を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・学校図書館の活用
- ・公共図書館のグループ貸出図書・リサイクル図書の活用
- ・ボランティアによるよみきかせや紙芝居などのおはなし会の実施

ボランティアとの連携

地域で活動するボランティアと、各施設が連携し、子どもの読書活動の推進を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ ボランティアを支援するための講座・研修の実施
- ・ ボランティア同士が連携し、情報を共有できる体制づくりの検討

第二 学校における読書活動の推進

1 学校における読書活動の推進（学校が主体的に取り組む事業）

学校においては、子ども一人一人がその成長段階にしたがって、読書の楽しさや、調べることの面白さを実感し、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の確立ができるよう、教職員が中心となって、読書環境を整備していきます。

教職員の役割

学校において子どもの読書活動を推進するためには、校長を中心とした全教職員が読書活動の推進に関わっていくことが不可欠です。

全教職員が読書活動に対する意義の理解し、読書に関する指導力の向上を図るとともに、校内における読書活動の推進体制を構築します。

また、公共図書館職員やボランティアと連携して、子どもの読書に関する理解を深めていきます。

【具体的な取り組み例】

- ・ 図書担当教諭向け研修への参加
- ・ 校内研修会の実施
- ・ ボランティアや公共図書館職員など、関係者との懇談会の開催

学校図書館の充実

学校図書館を「読書センター」「学習情報センター」として位置付け、校長や教頭、図書担当教諭をはじめとする教職員が、ボランティア等と連携・協力して、学校図書館の機能を充実し利用の活性化を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ 各学校における学校図書館の経営方針及び年間利用計画の作成
- ・ 計画的な資料購入
- ・ 図書館システムの導入

読書指導の充実

子どもが読書の楽しさを味わい、読書習慣を身に付けることができるよう、読書指導の工夫や充実を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・「図書館だより」の発行
- ・「読書ゆうびん」等による本の紹介
- ・教師や図書委員による読み聞かせ
- ・「朝の読書運動」
- ・ボランティアや公共図書館職員などによる「おはなし会」や「ブックトーク」の実施

図書を利用した情報教育の充実

学校図書館は「情報センター」としての機能を持っています。インターネットなどの他の情報と共に、児童・生徒が図書の機能を十分に活用できるよう、指導体制を確立します。

【具体的な取り組み例】

- ・年間図書館利用計画の作成
- ・計画的な利用教育の実施

学校図書館ボランティアの配備と協働

学校図書館を子どもたちに活用してもらうためには、図書館に人がいることが大切です。

学校図書館を運営するボランティアの募集・配備を行います。

ボランティアは、貸出・図書の整理・図書館の装飾・おはなし会などを通じて、教職員と連携し、学校図書館を運営・充実させていきます。

【具体的な取り組み例】

- ・ボランティアの募集
- ・学校側の協働体制の確立

学校における普及・啓発活動

子どもの読書活動の推進について、理解と関心を深めるための広報活動や啓発事業を、子どもたちおよび保護者に対して実施します。

【具体的な取り組み例】

- ・品川読書コンクールへの参加
- ・品川版課題図書を選定普及
- ・おすすめ本のリストの作成
- ・保護者向けに講演会の開催

2 読書活動を推進するための学校図書館の充実(学校と教育委員会が連携して取り組む事業)

学校図書館は、「読書センター」としての役割と「学習情報センター」としての役割を担っていきます。

その機能を充実させるため、学校と教育委員会が連携し、計画的に学校図書館の整備・充実に努めます。

学校図書館施設・設備の整備

子どもたちが学校図書館を積極的に利用できるよう、学校図書館施設・設備を計画的に整備します。

【具体的な取り組み】

- ・学校図書館の冷房化
- ・棚・机・カーテンなどの設備の整備

学校図書館運営システムの整備

資料を利用しやすくし、学習に役立てられるよう、学校図書館蔵書のデータベース化、学校図書館資料のネットワーク化、学校間の資料の相互貸借を実施し、資料の共有化を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ 学校図書館システムの導入
- ・ 運営内容の共通化・マニュアル化
- ・ 学校間図書配送車の運用

学校図書館資料の充実

子どもたちが学校図書館を活用できるよう、読み物、絵本はもとより、調べ学習や総合的な時間に対応できる資料の充実を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ 選書・廃棄基準の作成
- ・ 資料の計画的な購入・廃棄
- ・ 公共図書館による図書リスト提供

第三 図書館における読書活動の推進

1 図書館で取り組む事業

区立図書館は、品川区における子ども読書活動の拠点として、家庭・地域・学校・関連施設への支援と、ネットワークの構築をすすめ、子どもの読書活動を推進していきます。

また、現在実施している児童サービス事業を継続、さらに充実させていきます。

児童サービスの維持・拡充

品川区立図書館の児童サービスは、平成14年には文部科学省表彰を受けるなど、長年にわたって全国に先駆けさまざまな事業を実施してきました。

これからも、子ども達に本を手渡し、読書の楽しみ・喜びを知ってもらうため、図書館内でのサービスはもとより、関連施設等と連携し、より良い事業を実施していきます。

【具体的な取り組み例】

- ・おはなし会などの行事の充実
子どもが楽しんで児童図書に親しむ契機となるよう、「おはなし会」「科学遊び教室」「人形劇」「一日図書館員」などの行事を継続して実施していきます。
- ・図書館利用に障害のある子どもへのサービスの充実
昭和大学病院小児病棟への訪問おはなし会を、継続して実施していきます。
- ・品川ろう学校へのおはなし会の実施
耳の不自由な子ども達に配慮したプログラム構成による、おはなし会、ブックトークを継続して実施していきます。
- ・児童サービス担当職員の研修体制の強化
児童サービス担当となった職員は、都立図書館の青少年担当向け研修への参加や、区立図書館内部研修に参加するなどして、子どもの本に関する知識・技術の習得に励み、子どもの読書活動と、それに関係する大人への支援をできる体制を整えます。

児童図書の充実

各図書館においては、乳幼児からヤングアダルトまでを対象に、魅力的な児童図書収集および廃棄を計画的に行います。

また、図書館利用に障害のある子どものための資料の充実を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・基本図書リストの作成

品川区立図書館の児童図書の蔵書の核をなす「基本図書リスト」を作成、定期的にこのリストを改訂し、学校図書館の蔵書構築などにも活かしていきます。

- ・外国語児童図書の充実

多文化サービスの一環として、外国語児童図書の充実を図ります。

- ・「さわる絵本」の充実

視覚障害児のための「さわる絵本」の作成の増加、PRの充実を図ります。

【用語説明】

*ヤングアダルト…子どもから大人への成長過程にあるおおむね13歳から18歳までを指す。

*さわる絵本…市販の絵本を、布などの貼り絵と点字を用いて、子どもが手で触って楽しめるようにした絵本。

読み聞かせボランティアの養成と組織化

地域における子ども読書推進活動の重要な担い手である読み聞かせボランティアを養成するとともに、ボランティアが継続的な活動をするための組織化をはかります。

また、ボランティアを支援するための研修体制・機材の提供・相談機能の充実をはかります。

【具体的な取り組み例】

- ・ボランティア養成講座の開催、活動中のボランティア向け研修の実施
- ・ボランティアと図書館職員との定期的な懇談会の開催
- ・「よみきかせに向く絵本」リストの作成配布

啓発・広報活動の充実

子どもの読書活動に関する理解を深めるため、子どもに対してはもとより、保護者をはじめとする大人に対しても、広く啓発・広報活動を実施し、情報や機会を提供します。

【具体的な取り組み例】

・ブックスタート事業の充実

現在、保健所等での乳幼児検診の際に、図書館職員が出向いていき、図書館利用案内や絵本の紹介、読み聞かせの重要性について、保護者への啓発活動を行っています。

乳幼児をもつ保護者へのこのような啓発活動を、図書館内や、地域の他の施設でも実施するとともに、ブックスタート事業における乳幼児への絵本の提供を検討します。

・各種ブックリストの作成

現在、図書館おすすめの本を紹介した「ブックリスト」、「よんでみたいな」を毎年作成しています。その他にも、家庭・地域・学校の読書活動推進のために、図書館新聞の発行や、乳幼児向け、学校図書館向けの各種ブックリストを作成します。

・図書館子ども向けホームページの設置

品川区立図書館ホームページ内に、こども向けのコーナーを設置します。

2 関連施設との連携

区立図書館は、図書館間はもとより、子どもに関係する地域施設との、協力連携をはかり、子どもの読書活動を支援します。

国立国会図書館国際子ども図書館や都立図書館等との連携

子どもの読書活動に関する知識・技術習得のために、都立図書館や、国立国会図書館国際子ども図書館で実施される研修などで推進の核となる区立図書館職員のスキルアップを図ります。

また、品川区立図書館で長年蓄積された児童サービスについての情報提供などを必要に応じて行います。

【具体的な取り組み例】

- ・ 研修や見学会等への参加
- ・ 児童サービスに関する資料提供や講師派遣

子ども関連施設との連携強化

子どもとその保護者が読書と出会う機会を充実するため、関連施設向けのサービスの充実を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ 訪問、来館おはなし会の実施
- ・ グループ貸出の充実
幼稚園や保育園、児童センター向けの、図書の配本・回収を実施します。
- ・ 公共図書館の施設向けサービス案内の作成配布
子どもの読書に関するサービスの徹底を図るため、各施設の職員向け利用案内を充実・配布します。
- ・ リサイクル資料の配布

子どもの読書に関する共通理解の促進

子どもに関係する施設の職員やボランティア、その施設を利用する子どもの保護者などの大人を対象に、研修や絵本講座などを実施します。

【具体的な取り組み例】

- ・ 絵本講座への講師派遣
- ・ 新たにボランティア活動を始め方への養成講座開催
- ・ 絵本や読書に関するブックリストの配布

3 学校における読書活動と学校図書館の充実への支援

区立図書館は、公共図書館のノウハウを活かして、学校における子どもたちの読書環境の整備と充実をはかり、子どもの読書活動を支援します。

学校図書館システムの整備（前掲）

資料を利用しやすくし、学習に役立てられるよう、学校図書館蔵書のデータベース化、学校図書館資料のネットワーク化、学校間の資料の相互貸借を実施し、資料の共有化を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ 学校図書館システムの導入
- ・ 運営マニュアルの作成
- ・ 学校間図書配送車の運用

学校図書館資料の充実（前掲）

子どもたちが学校図書館を活用できるよう、読み物、絵本はもとより、調べ学習や総合的な時間に対応できる資料の充実を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ 選書・廃棄基準およびマニュアルの作成
- ・ テーマ別図書リストの提供
- ・ 新刊図書情報の提供

学校図書館担当教諭との連携強化

子どもの読書活動に関する情報交換や共通認識がもてるよう、公共図書館の担当者と、学校図書館の担当教諭との連携の強化を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・ 学校図書館担当教諭との懇談会の開催
- ・ 研修等への講師派遣
- ・ 教職員向け利用案内の配布

おはなし会・ブックトーク等の学級招待の実施

子どもたちが読書の楽しさを味わい、読書や公共図書館への親しみが持てるよう、学校訪問や学級招待を実施します。

【具体的な取り組み例】

- ・おはなし会・ブックトークへの職員派遣
- ・利用案内や施設見学等の学級招待

調べ学習・総合的な学習活動への支援

図書館利用や資料の活用に関する情報を提供することで、子どもたちの読書活動の充実を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・「調べ学習の手引きの作成」教職員用・児童生徒用
- ・調べ学習用資料の情報提供

学校図書館ボランティアへの支援

学校で活動するボランティアに対して、読み聞かせや図書館運営についての研修を実施します。また、情報提供や図書館実務に関する相談を実施します。

【具体的な取り組み例】

- ・学校図書館ボランティア養成講座の開催
- ・実務研修の開催
- ・「学校図書館ボランティアの手引き」の作成

公共図書館リサイクル資料の活用

公共図書館で不要となった資料を提供することで、学校図書館や教室等での読書環境の充実を図ります。

【具体的な取り組み例】

- ・リサイクル資料の配布

職場体験学習の受け入れ

公共図書館の仕事に理解を深め、本と親しんでもらうために、職場体験学習を受け入れます。

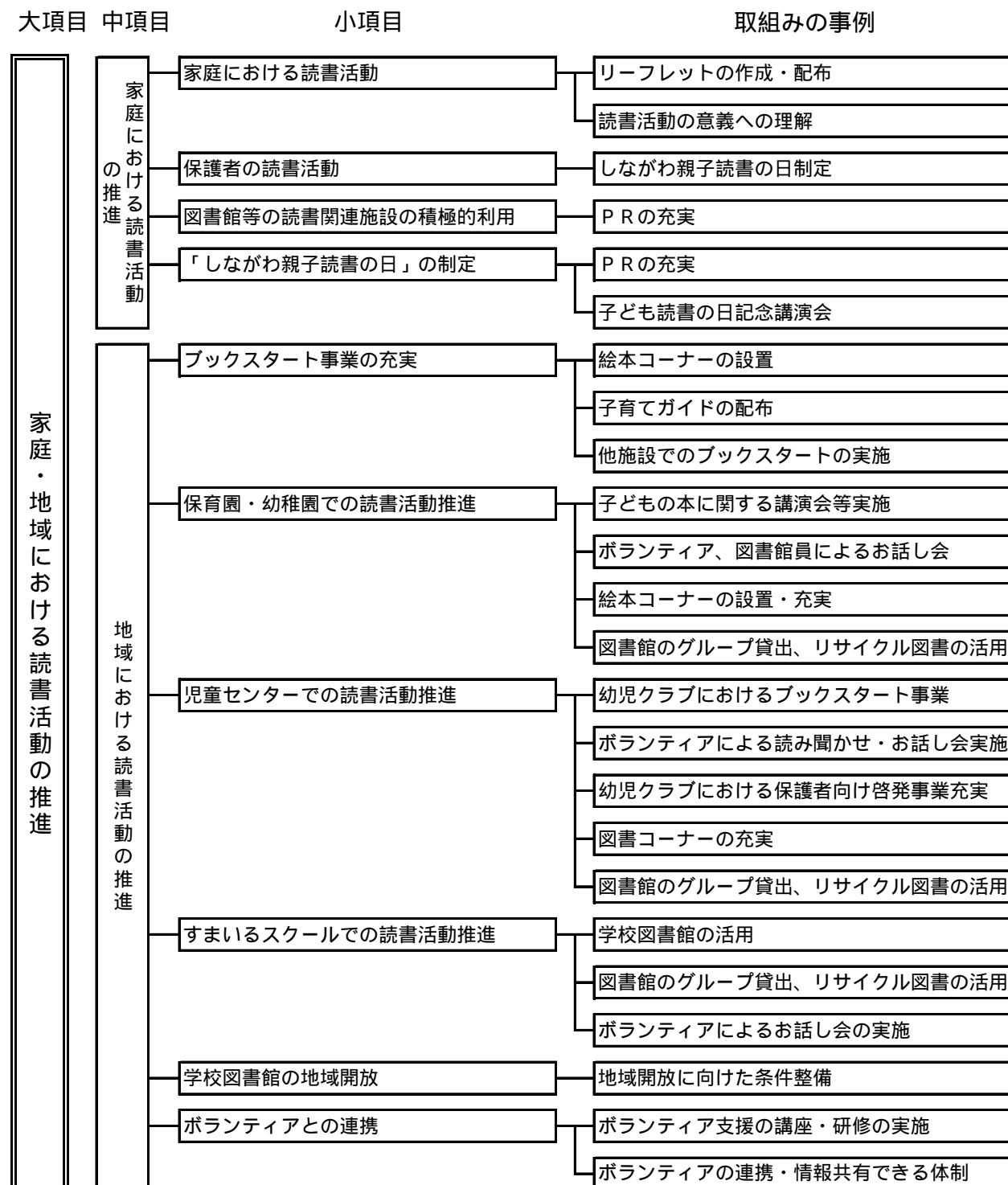
【具体的な取り組み例】

- ・中学生による職場体験学習の受け入れ

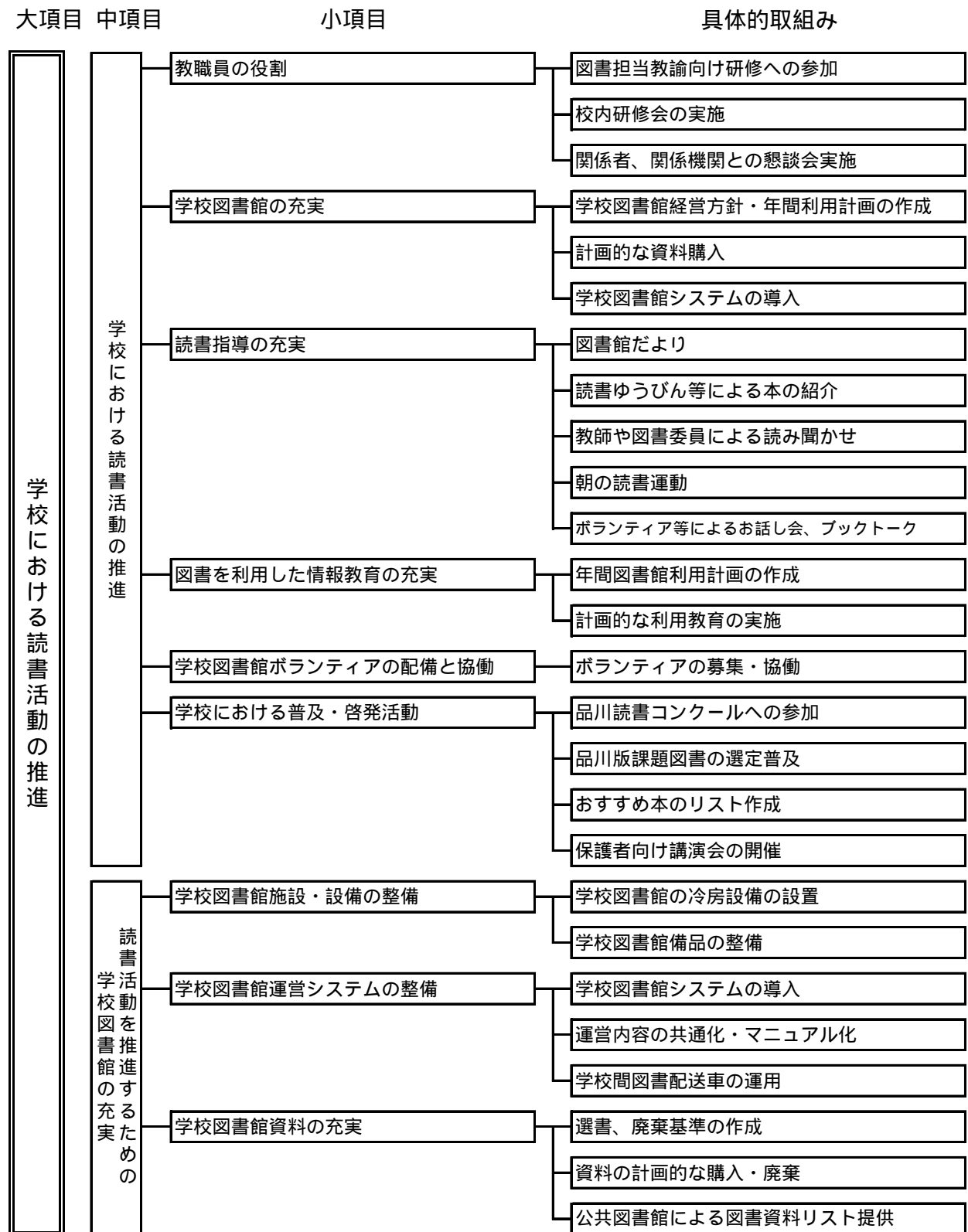
【参考資料】

計画推進のための施策の体系図

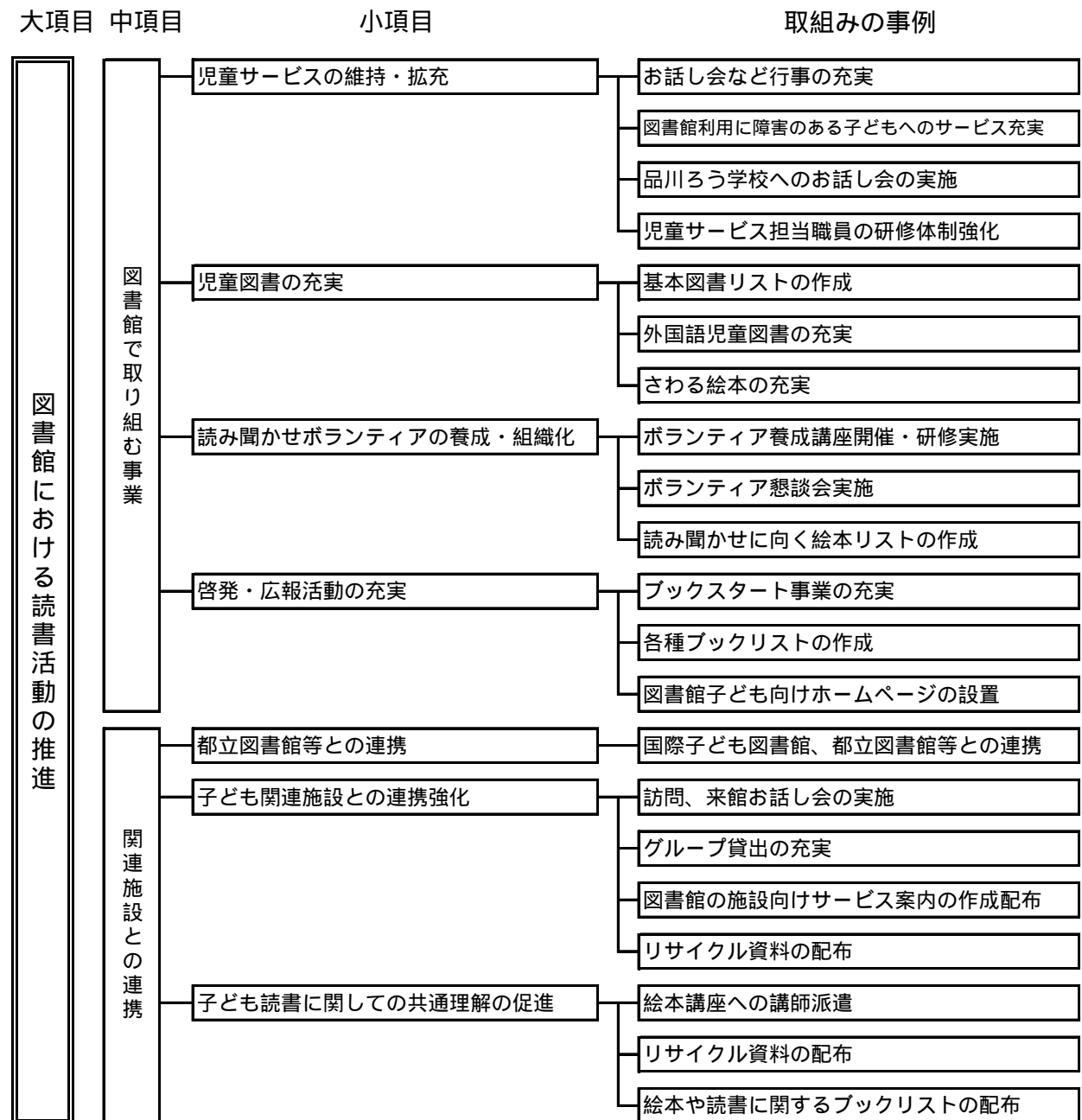
第一・家庭・地域における読書活動の推進



第二・学校における読書活動の推進



第三・図書館における読書活動の推進 - 1



第三・図書館における読書活動の推進 - 2

大項目	中項目	小項目	取組みの事例
図書館における読書活動の推進	学校における読書活動と学校図書館の充実への支援	学校図書館システムの整備（前掲）	（前掲）
		学校図書館資料の充実	（前掲）
		学校図書館担当教諭との連携強化	図書担当教諭との懇談会の実施 研修等への講師派遣 教職員向け利用案内の配布
		お話し会、ブックトーク等の学級招待実施	お話し会、ブックトークへの職員派遣 利用案内や施設見学等の学級招待
		調べ学習・総合的な学習活動への支援	調べ学習の手引きの作成 調べ学習用資料の情報提供
		学校図書館ボランティアへの支援	学校図書館ボランティア養成講座の開催 実務研修の開催 学校図書館ボランティアの手引きの作成
		公共図書館リサイクル資料の活用	リサイクル資料の配布
		職場体験学習の受け入れ	職場体験学習の受け入れ

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号制定

第1条（目的） この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第2条（基本理念） 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第3条（国の責務） 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第4条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（事業者の努力） 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

第6条（保護者の役割） 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第7条（関係機関等との連携強化） 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第8条（子ども読書活動推進基本計画） 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

第9条（都道府県子ども読書活動推進計画等） 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第10条（子ども読書の日） 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第11条（財政上の措置等） 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

平成16年4月1日教育長決定

(設置)

第1 品川区における子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を品川区教育委員会教育長に報告する。

(1) 品川区の子ども読書活動の施策に関すること。

(2) 「品川区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の策定に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

(1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 委員は別表に掲げる者をもって構成する。

(召集等)

第4 策定委員会は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 策定委員会の設置期間は、推進計画の策定までとする。

(作業部会)

第6 策定委員会に、専門事項を調査検討するための作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7 策定委員会の事務局は、教育委員会事務局品川図書館に置き、事務局長は品川図書館長とする。

(意見聴取)

第8 策定委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

職	所 属	氏 名
委員長	教育委員会戸越小学校長	水野 文雄
副委員長	教育委員会品川小学校長	今村 久二
委 員	教育委員会事務局指導課長	中島 豊
"	教育委員会荏原第六中学校長	青木 経
"	児童保健事業部保育課長	金子 正博
"	児童保健事業部児童課長	辻田 稔
"	児童保健事業部品川区保健所保健サービス課長	寺西 新
"	児童保健事業部品川区保健センター保健サービス課長	平野 宏和
"	企画部企画財政課企画担当	鈴木 誠
事務局長	教育委員会事務局品川図書館長	古里 兌夫

品川区子ども読書活動推進計画

発行 品川区教育委員会事務局品川図書館
発行日 平成17年3月